

下水道使用料金の賦課漏れの疑いについて

武雄市まちづくり部下水道課において、下記のとおり下水道使用料金の賦課漏れが疑われる事案が確認されました。

市民の皆さまには、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことをこころより深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

(1) 発生日時 : 令和 7 年 8 月 7 日 (木)

(2) 概要

関係機関から平成 24 年度に設置した市営浄化槽の使用者変更の連絡を受けて、水道料金システムを確認したところ、当該使用者の下水道使用料金の賦課が行われていないことが判明しました。

この事態を受け、同様の事案が他にも存在する可能性があるため、以下のとおり書類の確認を実施しました。

2 確認結果の概要

○調査期間 : 平成 11 年 4 月から令和 7 年 3 月

○対象件数 : 9,083 件

(市営浄化槽 4,602 件、公共下水道 1,358 件、農業集落排水 3,123 件)

○誤徴収の疑いのある件数 1 件

・誤って収納した見込額 330,975 円 (還付見込額(※ 1) 67,100 円)

○賦課漏れの疑いのある件数 45 件

・未収納見込額 8,662,723 円 (請求可能見込額(※ 2) 4,698,518 円)

※ 1 地方自治法第 236 条(金銭債権の消滅時効)の規定に基づき、還付・請求可能なのは過去 5 年分までとなります。

※ 2 上記の金額及び件数は、現時点の見込みで、今後の訪問調査によって最終的に確定されます。

3 今後の対応

誤徴収及び賦課漏れの疑いのある方に対しましては、個別にご連絡を差し上げたうえで、訪問調査を実施します。正確な状況を把握次第、必要な還付または請求手続きを進め、再発防止のための管理体制の見直しを強化し、業務の適正な執行に努めてまいります。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市まちづくり部下水道課 TEL 0954-23-9118